

第6回子ども条例（仮称）検討会 要旨

日 時：平成19年7月26日（木）午後2時～午後4時

場 所：名古屋市役所 東庁舎1階 第12会議室

出席者：委員5名、傍聴者7名

第6回子ども条例（仮称）検討会は、事務局から子ども・子育て家庭への意識調査結果及び愛知サマーセミナーの結果についての説明を受けたあと、条例の内容の検討骨子の提言に向けて、条例の基本的な考え方 検討骨子（案）をもとに意見交換を行った。

検討会の委員から出された主な意見は以下のとおり。（○は意見、●は一定の結論。）

なお、「資料2 名古屋市子ども条例（仮称）の基本的な考え方 検討骨子（案）」と一緒にご覧ください。

1 条例制定の趣旨（前文）について

① 子どもについての考え方（子ども観）

（主な意見）

- 子ども観は多様である。子どもの権利をうたうにあたっての子ども観という意味であっても、押し付けであると誤解されないようにする必要がある。
- この条例を制定するにあたっての基本的な子どもに対する考え方ということが伝わるような書き方、表現にする。
- 「言葉の未熟さや社会経験の不足からくる考えの未熟さがあっても」という表現は子どもに対して厳しい。もう少しあたたかみのある表現にできないか。
- 「発達途上である」という表現はどうか。
- 「それぞれの発達段階に応じて」と入れるのはどうか。肯定的に言うことが大事。
- 表現が否定的にならないよう検討する。

② 子どもを取り巻くすべての人・団体（市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者）のかかわり方

（主な意見）

- 「子どもの権利の視点」というのがよくわからない。
- 「常に」の位置がおかしい。
- 「子どもの育ちやその家庭を支えていく」の「支えていく」は子どもの育ちにもかかるのか。子どもの育ちについては家庭が第一義的であるが、全ての人、団体は、子どもの育ちに直接かかわることも間接的にかかわることもある。その両方をこの表現でカバーできるのか。
- 子ども条例なので家庭を入れなくてもよいのでは。
- 「子どもを取り巻くすべての人・団体は、常に子どもの視点に立ち、子どもとともに子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもの育ちを支えていく」とする。
- 「役割と責務を明確にし」だと縦割りになってしまうおそれがある。
- 「役割と責任を認識し」とする。

- 「自主的」と「主体的」はどう違うのか。
- 「主体的」とする。

③ 市の意思表示
(主な意見)

- 「思いやりのあるやさしいまち」が抽象的である。
- 「子どもを社会全体で支援するまちづくり」とする。

2 条例の目的について
(主な意見)

- 責務と市の基本となる取組をあえて分けて書く必要があるのか。市だけを別にせずにそれぞれの責務と取組を定めたらどうか。
- 市と一般の市民や団体とが同じウェイトの責務と捉えられるおそれがある。市が最も大きい責務を担っている。
- 市の条例なので取組を定めることができるのは市である。
- 条例制定後、推進協議会でそれぞれの取組が明確になると考えれば、取組は市だけではなく、他の主体もできると言えるのではないか。
- 他の主体の取組について、条例でどこまで入れることができるのかは協議する。

3 子どもの権利について

① 安心して安全に生きる権利
(主な意見)

- 「あらゆる差別やそれによって不利益を受けない」の不利益が差別を原因とする不利益であるならば、「あらゆる差別や不利益を受けない」ではどうか。
- 人間が生きていく以上、不利益はある。それが合理的な不利益か不合理な不利益ということなので、限定したほうがよい。
- 「差別によって不利益を受けない」とする。

② 一人ひとりが尊重される権利
(主な意見)

- 「自分の持っている力を発揮できること」は育つ権利のほうがいいか。
- 他都市の条例の並び方を見て検討する。

③ 豊かに育つ権利

(主な意見)

- 「社会とのかかわり中で育ち、自立していくこと」と「さまざまな人や自然とのふれあい」が重複している感じがする。
- 人は一人では生きられないので、人間的に豊かに生きるという意味で自立と共生を表現できたらと思う。
- 豊かに育つには居場所づくりも大切。
- 市の基本的な取組にある居場所づくりや遊びや体験の場づくり、自立への支援が導きだせるような権利の表現にする。

④ 参加する権利

(主な意見)

- 年齢の小さい人は意思表示がなかなかできないが、大人が汲み取って反映することができるとよい。

⑤ その他

(主な意見)

- 権利性の強いものとそうでないものがまざっている。
- 強いものから並べるようにする。

4 子どもの権利を保障する責務

① 共通の責務

(主な意見)

- 「特に、仕事と家庭の両立が図れるよう」という部分を強調するのはどうか。最近の調査で貧困な家庭で生活する子どもが多く、所得の再配分後のほうが貧困な家庭で育つ子どもが増えるという結果がある。そういう世帯への支援をもっと重視すべきではないか。
- 仕事と家庭の両立は子育て家庭全体の一部であり、それ以前のワーキングプアなどの問題もある。

② 市の責務

(主な意見)

- 子育て家庭よりも直接子どもに対する支援が少ない。子どもに対する支援を市の責務の中に入れるか、施策の中でもう少し鮮明になるような形にできないか。

③ 地域住民等の責務

(主な意見)

- 地域住民等の責務で「しなければならない」があるが、親や行政の責務とのバランスで地域住民にそこまで責任を求めるのは酷ではないか。
- 意識をして使い分けるように整理をする。

④ 事業者の責務

(主な意見)

- 「公明正大な」は、事業者の社会的責務を認識した企業活動を行うという意味ではないか。
- 人材育成はほとんど企業の従業員に対する人材育成と考えられるので OJT をとってもよいのではないか。
- OJT という表現をとると、企業が費用を負担して外部の人材を育成するというニュアンスが出てくる。
- 従業員が家庭で過ごす時間を確保できるようにすれば、地域行事等への参加ができるので、従業員のワーク・ライフ・バランスを実現するというような表現ができるとよい。
- ワーク・ライフ・バランスという言葉はぜひ入れてほしい。経営者側も異論はないと思う。

5 子どもに関する市の基本的な取組について

(主な意見)

- 生徒等に対する処分や指導は、行手法の適用除外とされ、学校教育法でも例えば 11 条の懲戒については手続規定がない。そこで、同法 26 条も参考にしつつ、学校等において生徒等に対して行われる処分や指導について、何等かの意見聴取手続を念頭に置いた緩やかな努力義務規定を設けることも一案ではないか。
- 学校等関係者の責務に子どもが「意見を表明できるよう支援しなければならない」と書いてある。
- 子どもの意見を聞くことと意見表明を支援することは少し違う印象がある。
- 不利益処分という表現は刺激的である。「子どもにとって重要なことを決めるときには子どもの意見を聞かなければならない」というような表現ではどうか。
- 基本的な取組の主体について、「市」と「市、保護者、地域住民等、学校等関係者」が混在している。
- 主語を「市」で統一する。

6 その他

(主な意見)

- 子ども一人ひとりを尊重して大切に育てるための条例であるということが分かりやすく、かつ、親しみのある名称を募集する。